



ともに学ぶ。考える。

インターネット安全教室

～大人も子どもと一緒に学び、考える。インターネットとのつきあい方～





安全教室指導用教材利用規約

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター

「安全教室指導用教材」は、インターネット安全教室での利用を目的に独立行政法人情報処理推進機構（IPA）（以下「IPA」という。）が作成した教材、およびこれを用いて指導するためのポイントをまとめた講義要領（今後に作成され得る各々の改訂版を含む。）です。なお、改訂版が利用可能となった後は、専ら改訂版をご利用ください。

IPAは、本利用規約に同意いただくことを条件として、「安全教室指導用教材」の利用を無償で許諾します。有償セミナー等での利用を希望する場合は、事前にIPAに申し出て別途許諾を得てください。

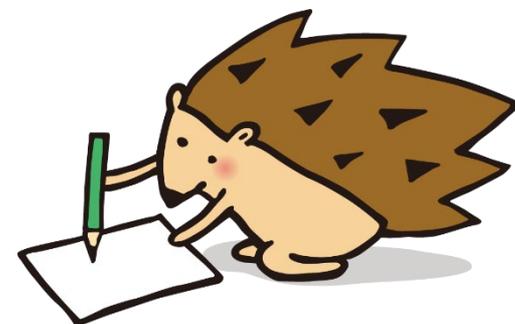
1. 「安全教室指導用教材」に関する著作権その他すべての権利は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が保有しており、国際条約、著作権法その他の法律により保護されています。
2. 「安全教室指導用教材」は、情報セキュリティや情報モラルの教育、普及の目的に限り、無償の授業、各種セミナーや研修等にご利用いただけません。
3. 必要な範囲での複製（生徒等受講者への配布のための複製を含む。）は可能とします。
4. 「安全教室指導用教材」は原文のまま利用してください。ただし、グラフの形式を変える、文体を変える等、単なる表記形式のみの変更は可能とし、また、具体的な利用場面においてやむを得ない場合であって、かつ前記目的のために必要な場合には、その必要な範囲で、利用者の責任において、文意を変えず、かつ原文のままでないことが容易にわかるように明記または明示（例「～を基に作成」等）することを条件として、文面の一部改変等を可能とします。
5. 「安全教室指導用教材」の中のデータやグラフ・図表・イラスト・映像等の全部または一部を引用等した場合、本利用規約に同意したものとみなします。
6. いかなる形で利用する場合においても「安全教室指導用教材」を利用する際は、出典（IPAの名称、資料名（「安全教室指導用教材」）、URL等）を容易に判る態様で明記または明示してください。
7. 「安全教室指導用教材」を利用する部分と利用者が自ら作成する部分が混在した教材等を作成する場合、「安全教室指導用教材」利用部分か、利用者自身による作成部分かが容易かつ明確に判別できるようにしてください。なお、利用者は、自己の作成部分について全ての責任を負うものとします。
8. 「安全教室指導用教材」（本項においては、利用者が自ら作成する部分が混在する場合を含む）の二次利用を希望する者に対して複製物を配布する場合には、相手先に本利用規約を配布するなどにより、相手先が「安全教室指導用教材」（利用者が自ら新たに作成した部分を除く）を利用する際には本利用規約に同意する必要があることを伝えてください。
9. 「安全教室指導用教材」で提供する情報の正確性、信頼性、網羅性及び完全性については、IPAが保証するものではありません。
10. 「安全教室指導用教材」のファイルをダウンロードすることまたは利用したこと等により生じるいかなる損害（他人に対して責任を負う場合を含む。）についてもIPAは何ら責任を負いません。
11. 本利用規約は予告なく改正する場合があります。その場合、改正後の内容は、それがIPAのウェブページ上で公表された時以降の利用に適用するものとします。
12. 「安全教室指導用教材」及び本利用規約に関する質問は、net-azen@ipa.go.jpまでお寄せください。なお、IPAからの応答等は、その業務に支障のない範囲内とさせていただきます。

SNSとのつきあい方 【4】

「知っているようで知らない
子どもたちを取り巻く現状」
私たちに求められる対応とは



第14回IPA「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」2018
標語部門 最優秀賞



大阪府 桃山学院高等学校 2年（当時） 郷司 篤希さん

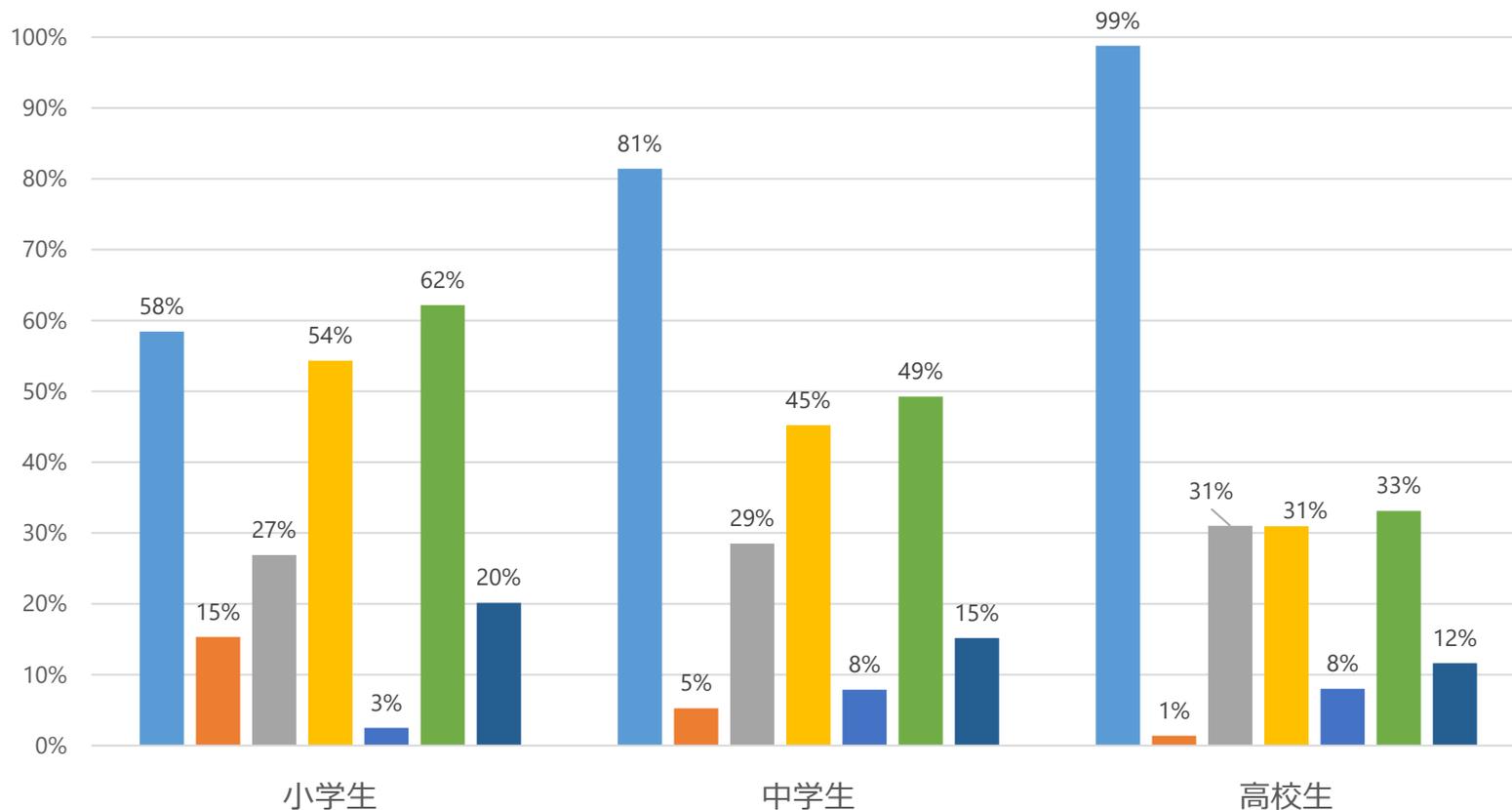
第14回IPA「ひろげよう情報モラル・セキュリティコンクール」2018
標語部門 優秀賞



大阪府 桃山学院中学校 1年（当時）金城 百華さん

青少年が利用するICT機器

- スマートフォン
- 携帯電話
- パソコン
- タブレット
- 携帯音楽プレイヤー
- ゲーム機
- インターネット接続テレビ



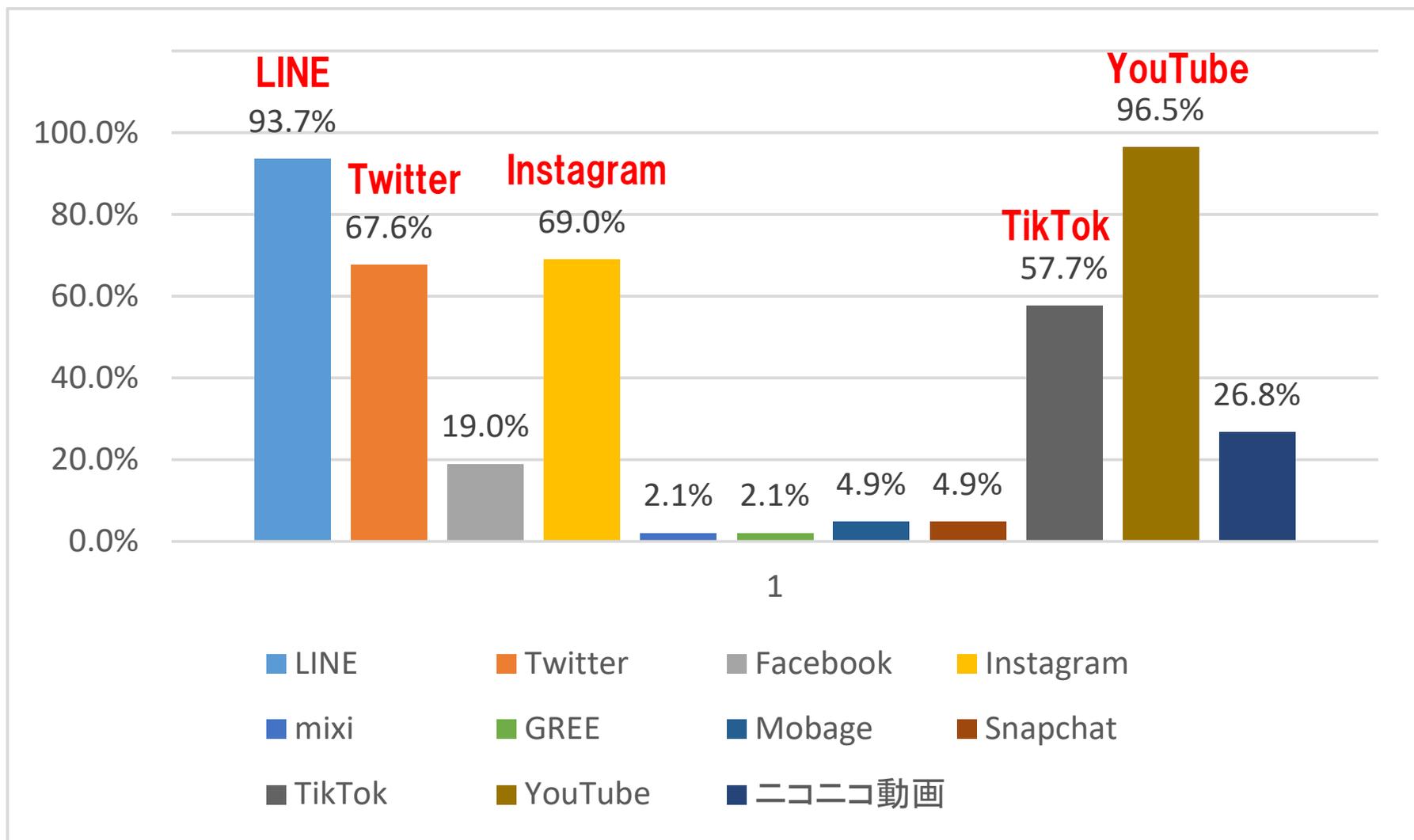
ポイント



子どもも大人も
インターネットを
賢く使う



インターネット上のサービス利用状況 調査人数 10代男女 142人





知っていますか？

SNSには年齢制限があるサービスもあります。

動画共有サイト
にも年齢制限が
あるんだ！



利用規約の一部抜粋【例】



本サービス条件を受諾する能力

本サービスは13歳未満の子どもによる利用を意図していません。あなたが13歳未満の場合、ウェブサイトを利用しないで下さい。

あなたに、より適しているサイトが他にも沢山あります。あなたにそのサイトが適しているか、ご両親に相談してください。

13歳から

なぜ年齢制限があるの？



子どもの好奇心を悪用する ショッキングな動画

子ども向けと見せかけて人気キャラクターの動画を装い、子どもがショックを受けるような不適切な内容を持つ動画などが出回っています。



対策



- 子どもが閲覧する動画やサービスを知る。
- 子どもに一人で利用させない。
- 子どもが安全に利用できる動画やアプリを使用する。

**動画閲覧の有効性も理解し、
節度ある活用をする。**

投稿が手軽なアプリやサービス



写真や動画の撮影、投稿が
手軽なアプリ、サービスの台頭。

観てるだけ！ ⇒ 時間を使っていないかな？
撮影しただけ！ ⇒ 残せるものかな？
投稿してみた ⇒
個人情報の公開になることは理解できて
いたかな？

「無断転載」される



転載された動画、画像を本人は消すことができません。

24時間で消える？機能

「匿名だし…」

「消えるし…」

「友達しか見ないし…」

24時間で
消えるから
大丈夫！



安易な投稿がインターネット上に
残って

一生つきまとう可能性

コメント投稿

投稿者の特定、コメント投稿者の特定も可能。
衝動的な使用が思いがけない事態を招くことに。

誹謗中傷コメントを書きこんだ中学生。

↓
本人が特定される。

↓
動画投稿者が中学校にクレームを入れた様子を撮影し、動画サイトに投稿。

↓
中学生は不登校になり、転校することになった。

発信者と被害者の対策／対応



「発信者」が気を付ける対策

1. 誹謗・中傷・公序良俗に反する投稿をしない
2. 投稿前に内容を再確認
3. 安易な拡散をしない

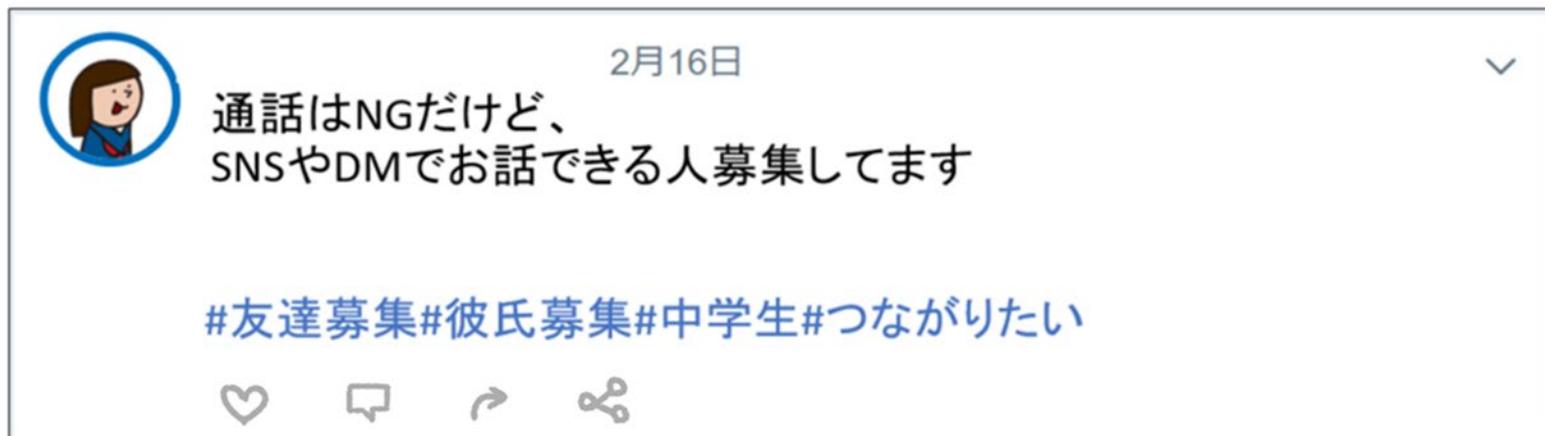
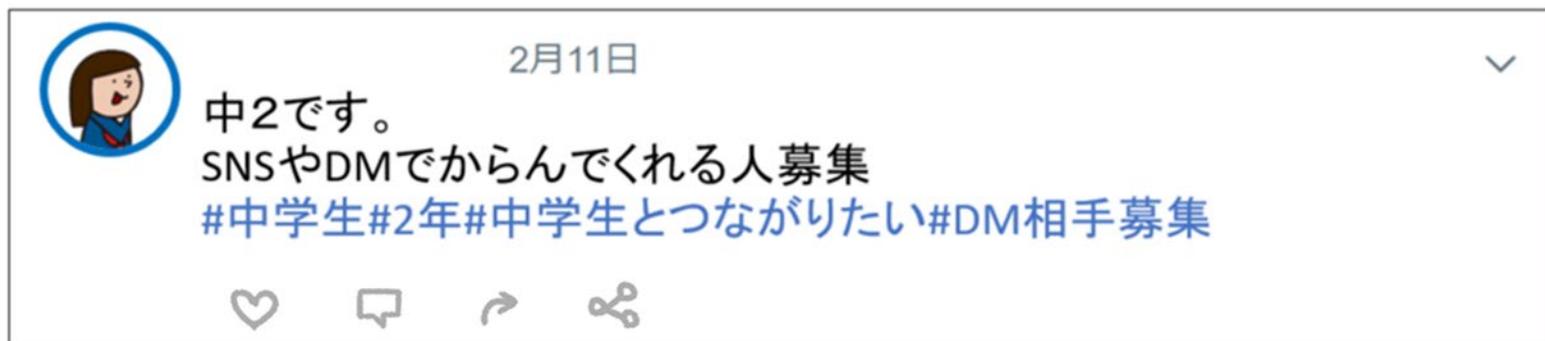
「被害者」となってしまった時の対応

(ただし対応は慎重に・・・)

1. 冷静な対応と信頼できる人や公的相談機関への相談
2. 管理者やプロバイダーへの削除依頼

SNSで交流が容易 #ハッシュタグ

#友達募集 #中学生

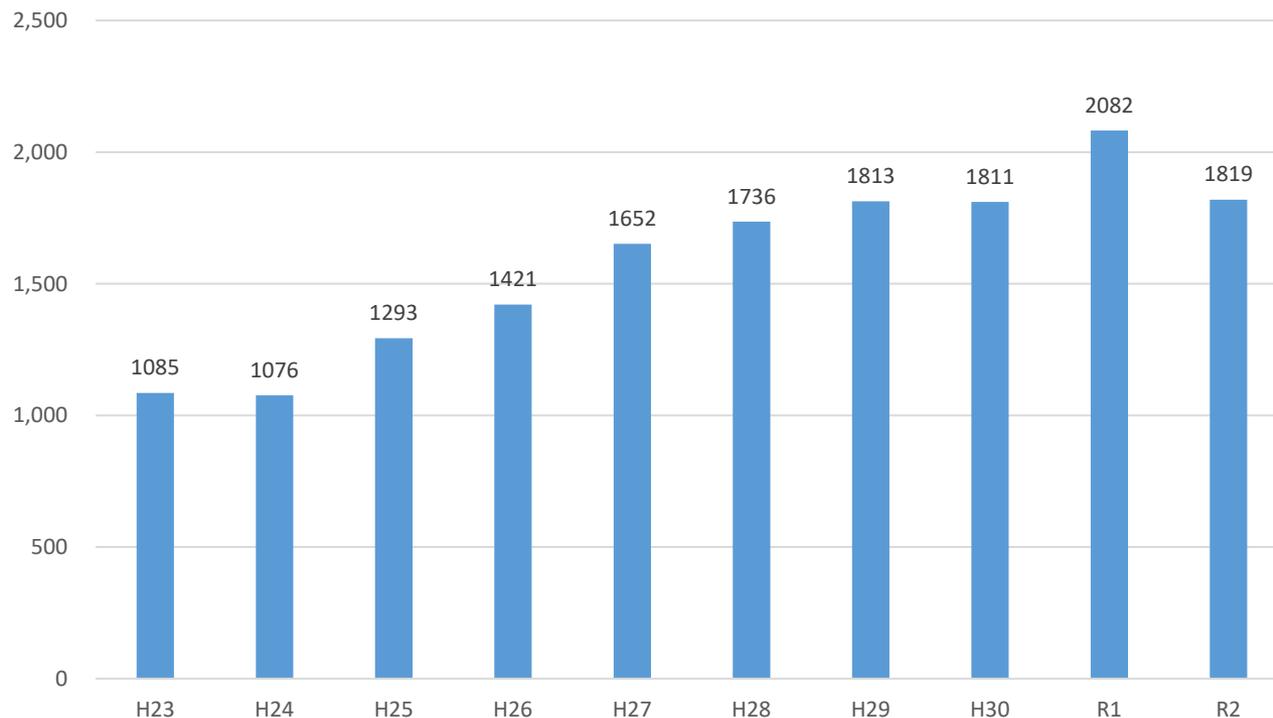


安易な出会い



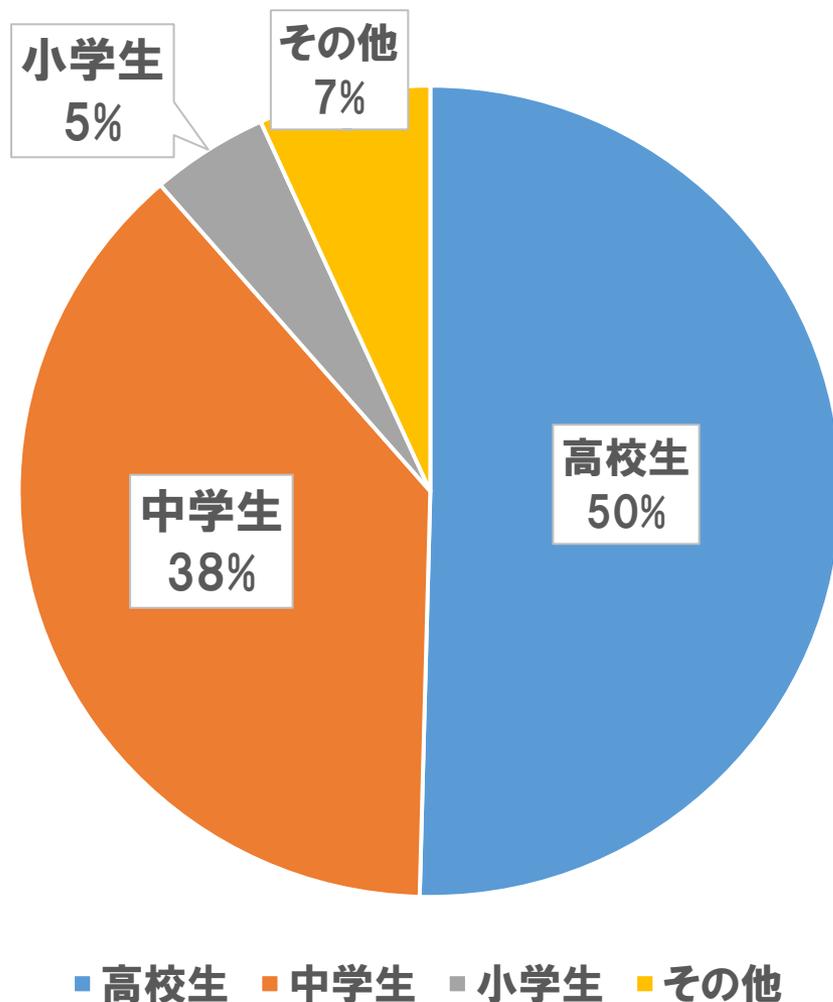
18歳未満で ひがい SNS経由で被害にあった人数

(人) SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移



座間市の事件のように、悪意のある人間が言葉たくみに近づき、性犯罪や重大な犯罪に巻き込まれる可能性がある。

学職別の被害児童数の推移（SNS）





身近なSNSトラブルは？

トークアプリ使用時の
トラブルは？

コミュニケーショントラブル



文字のみの交流
言葉の省略
主語抜き文

⇒お互いの認識
違いを生みやすい。

A stylized illustration of a smartphone screen. The screen displays two text messages in blue speech bubbles. The top message is from the sender, and the bottom message is a reply.

まじ今日あいつうざく
なかった～？

今日も話しかけてきたよね草

「自分のことかもしれない」
と不安をあおる言葉を書く。

プロフィールメッセージ



P子 (^_-)-☆

テスト前でしんどいのに
なんではなしかけてくるんだろ

マジでうざすぎ

トークアプリの特徴



メリット

スピードの速さ、リアルタイム、
拡散性、確実性、手軽

デメリット

表情が見えないので気持ちの
行き違いがおこることもある。
スタンプも万能ではない。

衝動的な判断をしない。

コミュニケーションをトークアプリにたよらない。

インターネットが悪い？
スマホが悪い？



モラルに反することは、
現実世界でも
インターネット世界でも
やってはいけない。

まとめ

子どもたちの 使用状況を 知ることが大切。

わからない
ことは聞く
姿勢も大事



まとめ

投稿の結果を想像させ
適切な使い方を
話し合う。



まとめ

子どもたちからの
ヘルプには
どうぞ一緒に解決策を
考えてください。

